

(R8-5)

国建研監発第 5 号  
令和 8 年 6 月 12 日

国立研究開発法人建築研究所  
理事長 福山 洋 殿

国立研究開発法人建築研究所

監事 井浦 義典

監事 長沢 美智子

#### 令和 7 事業年度の監事監査報告

独立行政法人通則法第 19 条第 4 項及び第 38 条第 2 項の規定に基づき、別紙のとおり国立研究開発法人建築研究所の監事監査報告を作成しましたので、国立研究開発法人建築研究所監事監査規程第 10 条の規定に基づき、提出します。

なお、同条の規定に基づき、別途、国土交通大臣にも提出しますので、申し添えます。

## 令和 7 事業年度監事監査報告

独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。)第 19 条第 4 項及び第 38 条第 2 項の規定に基づき、国立研究開発法人建築研究所(以下「研究所」という。)の令和 7 事業年度(令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで)の業務、事業報告書、財務諸表(貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類(案)、行政コスト計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及びこれらの附属明細書)及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり、報告する。

## I 監事の監査の方法及びその内容

当職らは、「国立研究開発法人建築研究所監事監査規程」、「監事監査計画」等に基づき、理事長、理事、監査室、企画部(業績評価部門)その他職員(以下「役職員等」という。)と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、役員会のほか、原則として毎週開催される幹部会議、グループ長等会議その他の重要な会議に出席し、役職員等からその職務の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、研究本館、実験棟等において業務、財産の状況及び主務大臣に提出する書類を調査した。

また、当職らを除く役員(以下単に「役員」という。)の職務の執行が通則法、国立研究開発法人建築研究所法(平成 11 年法律第 206 号)又は他の法令に適合することを確保するための体制その他研究所の業務の適正を確保するための体制(財務報告プロセスを含む。以下「内部統制システム」という。)について、役職員等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めた。

さらに、令和 7 事業年度に係る財務諸表及び決算報告書(以下「財務諸表等」という。)並びに事業報告書(会計に関する部分)について検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、5 度にわたるコミュニケーション等を通じ、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。また、会計監査人から会社計算規則第 131 条で定める「会計監査人の職務の執行に関する事項」と同様の通知を受け、必要に応じて説明を求めた。

以上の方法に基づき、研究所の令和 7 事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行った。

なお、上記の調査、検証等のために実施した定期監査(施設等における実地監査を含む。)及び臨時監査は、次のとおりである。

## 【定期監査】

- ・令和 7 年度決算及び研究資金の戦略的な確保に向けた取組(7 月)
- ・理事長・理事に対するヒアリング(第 1 回)及び研究グループ長・センター長に対するヒアリング(9 月及び 10 月)
- ・人事管理及び安全管理(10 月)
- ・内部統制及びリスク管理(11 月)
- ・研究・研修施設、機械・装置等の維持管理等の状況(11 月)
- ・中長期計画及び年度計画の実施状況(12 月)

- ・理事長・理事に対するヒアリング(第 2 回)、監事監査指摘事項への対応状況及び社会実装に向けた産学官連携の推進状況(2 月)
- ・令和 7 年度(令和 7 年 4 月～令和 8 年 1 月)の契約状況(3 月)
- ・令和 7 年度財務諸表、事業報告書及び決算報告書(5 月)

【臨時監査】

- ・「補助事業工事不適切案件」類似案件の再発防止等の対応状況(1 月)

## II 監査の結果

### 1 研究所の業務が、法令等に従い適正に実施されているかどうか及び中長期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

研究所の業務は、法令等に従い適正に実施され、また、中長期目標(第 5 期)の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認める。

なお、施設整備費補助金を財源とした工事 1 件について、会計検査院より不当事項とされたことを踏まえ、再発防止策が策定・公表された。適切に再発防止策が実施されていると認められるが、今後も、同再発防止策を継続的かつ効果的に実施することに努める必要があると思料する。

### 2 研究所の内部統制システムの整備及び運用についての意見

内部統制システムに関する「国立研究開発法人建築研究所業務方法書」の記載内容は相当であると認める。また、内部統制システムに関する研究所の理事長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められない。

内部統制システムに資する取組として、固定資産管理、勤務時間等の管理、競争的資金、施設整備費補助金にかかる完成工事・業務等に関する内部監査の実施、幹部会議における理事長の決定事項等の報告等、理事長と職員との意見交換会の実施等が行われており、また、研究不正防止に関する対応、危機管理対応等に関して相当な研究所運営がなされている。

研究の健全性・公正性(研究インテグリティ)の確保については、所内の関係規程が整備され、それに基づく関係委員会において必要な決定・承認が行われるなど、体制づくりが着実に進んでいる。

研究成果等の情報資産のうち秘密情報に関し、不正競争防止法による法的保護を受けるために必要な営業(研究)秘密管理については、その重要性や関連知識の周知が行われている。今後、特に非公知情報を念頭に、他の国立研究開発法人の先進的な取組を参考にしつつ、秘密管理性の確保等、管理体制の構築を一層前進させる必要があると思料する。

情報セキュリティ対策については、小さい組織ながら精力的に取り組み、対策の内容が数年前と比べかなり充実してきている。サイバーリスクが次々と生じる中でも、引き続き情報収集に努め、公的研究機関に求められる対策レベルと比べ見劣りがしないように努める必要があると思料する。

### 3 研究所の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実

役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められない。

#### 4 財務諸表等についての意見

会計監査人太陽有限責任監査法人(以下「太陽監査法人」という。)の監査の方法及び結果は相当であると認める。

#### 5 事業報告書についての意見

事業報告書は、法令等に従い、研究所の状況を正しく示しているものと認める。

### Ⅲ 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

#### 1 給与水準の状況

役員の報酬水準、職員の給与水準については、いずれも国家公務員の給与制度に準拠しており、妥当であると認める。

#### 2 随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況

随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況については、研究所が定めた「令和 7 年度国立研究開発法人建築研究所調達等合理化計画」に基づき、外部有識者及び当職らにより構成される契約監視委員会において必要な点検が行われており、また、研究所の入札・契約は「国立研究開発法人建築研究所会計規程」等に従って適切に行われていると認める。

なお、一者応札・応募の割合(件数ベース)については、令和 7 事業年度は 47.8%と令和 6 事業年度の 50.7%と比べ若干減少し、2 年連続の減少となっており、引き続き早期発注に努めること等により、この減少傾向を維持する必要があると思料する。

#### 3 理事長の報酬水準の妥当性

理事長の報酬水準についても、国家公務員の指定職俸給表に準拠しており、業務実績に鑑みても妥当であるものと認める。

令和 8 年 6 月 12 日

国立研究開発法人建築研究所

監事

井浦 義典

監事(非常勤)

長沢 美智子